

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成二十五年三月二十二日

規則第三十二号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第七十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(電磁的方法による重要事項の提供)

第二条 指定介護療養型医療施設が条例第八条第二項(条例第五十五条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により重要事項を提供しようとする場合における当該重要事項の提供については、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第十三条第三項の規定による電磁的方法による重要事項の提供等を定める規則（平成二十五年千葉県規則第二十二号）第一条の規定の例による。

(電磁的方法)

第三条 条例第八条第二項の規則で定めるものは、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第十三条第三項の規定による電磁的方法による重要事項の提供等を定める規則第二条の規定の例による。

(指定介護療養型医療施設が支払を受けることができる費用等)

第四条 条例第十五条第三項第三号の規則で定める基準は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号。以下「省令」という。)第十二条第三項第三号の規定により厚生労働大臣が定める基準とする。

- 2 条例第十五条第三項第四号の規則で定める基準は、省令第十二条第三項第四号の規定により厚生労働大臣が定める基準とする。
- 3 条例第十五条第四項の費用については、省令第十二条第四項の規定により厚生労働大臣が定めるところによる。

第五条 条例第四十七条第三項第三号の規則で定める基準は、省令第四十二条第三項第三号の規定により厚生労働大臣が定める基準とする。

- 2 条例第四十七条第三項第四号の規則で定める基準は、省令第四十二条第三項第四号の規定により厚生労働大臣が定める基準とする。
- 3 条例第四十七条第四項の費用については、省令第四十二条第四項の規定により厚生労働大臣が定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成十七年十月一日前から健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十八条第一項第三号の規定による指定を受けている介護療養型医療施設（同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号）による改正後の省令（以下「改正後の省令」という。）第五章(改正後の省令第三十九条第二項第一号イ(3)及び同号ロ(2)、第四十条第二項第一号イ(3)及び同号ロ(2)並びに第四十一条第二項第一号イ(3)及び同号ロ(2)を除く。次項において同じ。)に規定する基準を満たすものについて、条例第四十四条第二項第一号イ(ハ)、第四十五条第二項第一号イ(ハ)又は第四十六条第二項第一号イ(ハ)の規定を適用する場合においては、これらの規定中「入院患者同士の」とあるのは、「十・六五平方メートル以上（(イ)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上)を標準とすること。この場合において、入院患者同士の」とする。
- 3 平成十七年十月一日前から法第四十八条第一項第三号の規定による指定を受けている介護療養型

医療施設であって、改正後の省令第五章に規定する基準を満たすものについて、条例第四十四条第二項第一号ロ(ロ)、第四十五条第二項第一号ロ(ロ)又は第四十六条第二項第一号ロ(ロ)の規定を適用する場合には、これらの規定中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

- 4 平成十七年十月一日前から法第四十八条第一項第三号の規定による指定を受けている介護療養型医療施設（同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項において同じ。）は、指定介護療養型医療施設であってユニット型指定介護療養型医療施設でないものとみなす。
- 5 平成十七年十月一日前から法第四十八条第一項第三号の規定による指定を受けている介護療養型医療施設であって、改正後の省令第二章及び第五章に規定する基準を満たすものが、その旨を知事に申し出た場合には、前項の規定は、適用しない。